津和野町観光資源整備事業補助金交付要綱をここに公布する。

令和８年10月27日

津和野町長　下森　博之

津和野町告示第74号

津和野町観光資源整備事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、本町の観光振興及び来訪者の安全確保を図るため、町内の観光資源の整備を行う者に対し、当該整備の趣旨に賛同して寄附された寄附金を財源として、津和野町補助金等交付規則（平成17年津和野町規則第38号。以下「規則」という。）第3条別表に規定する観光業振興に関する事業補助金等のうち、津和野町観光資源整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（補助対象事業の決定等）

第２条　町長は、寄附があったときは、寄附の趣旨を踏まえ、補助対象事業の区域、内容、対象経費、補助率又は補助限度額、申請期間その他必要な事項を定めるものとする。

２　町長は、前項の規定により定めた事項、申請の内容及び審査の結果を記録し、保管するものとする。

（補助対象者）

第３条　補助対象者は、町内に所在し、広く一般に公開されている観光資源（自然、歴史、文化その他の地域の特性を活かした観光の対象となる施設又は場所をいう。）を所有し、又は管理する法人その他の団体で、次の各号を満たすものとする。

（１）補助事業を適正に実施できること。

（２）補助金について区分経理を行うこと。

（３）町による調査及び検査に協力できること。

（４）補助事業に関し、補助金の財源となる寄附をした者（以下「寄附者」という。）又は寄附者と特別の関係にある者との間で、不当な利益の供与その他の利益相反の関係がないこと。

（５）その他町長が適当と認めること。

（補助対象事業）

第４条　補助対象事業は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本町の観光振興に直接寄与すると町長が認めるものとする。

（１）主要な眺望点又は観光資源への眺望を確保するための樹木の伐採、枝打ちその他の環境整備

（２）来訪者の安全確保に必要な危険木の伐採その他の環境整備

（３）観光資源の視認性又は回遊性を高めるための環境整備

（４）前3号に掲げるもののほか、観光振興上特に必要と認められる事業

（補助対象経費）

第５条　補助対象経費は、前条の事業に直接必要な経費のうち、工事請負費、委託料、役務費、使用料及び賃借料並びに町長が特に必要と認める経費とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額以内とし、予算の範囲内で町長が決定する。

２　補助率及び補助限度額は、第２条第1項の規定により町長が定める。

３　算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は、町長が定める申請期間内に、補助金交付申請書（様式第１号）に事業計画書（様式第２号）、収支予算書（様式第３号）及び必要書類を添えて提出しなければならない。

（審査及び交付決定）

第８条　町長は、前条の申請について、公共性、必要性、観光振興上の効果、経費の妥当性、宗教活動との区分その他必要な事項を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において交付を決定し、補助金交付決定（却下）通知書（様式第４号）により申請者に通知する。

２　申請額の合計が予算額を超える場合は、前項の審査結果に基づき、交付対象の選定又は交付額の調整を行う。

３　町長は、審査に必要があると認めるときは、申請者に追加資料の提出を求め、

又は現地調査を行うことができる。

（変更承認申請）

第９条　補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、変更承認申請書（様式第５号）に変更内容が明らかになる書類を添えて、あらかじめ町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（概算払）

第10条　町長は、補助事業の遂行上特に必要があると認めるときは、交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

２　概算払を受けようとする補助事業者は、補助金概算払請求書（様式第６号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告等）

第11条　補助事業者は、規則第10条の規定に基づき、事業完了後、補助金実績報告書（様式第７号）に、事業実績書（様式第８号）、収支決算書（様式第９号）、領収書等の写し、事業実施前後の写真その他町長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定による報告を受けた場合には、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（公開性の確保）

第12条　補助事業者は、補助事業の成果が広く一般の観光上の利益に供されるよう努めなければならない。

２　補助事業者は、補助事業により整備した区域について、正当な理由なく一般の観覧又は利用を制限してはならない。ただし、安全管理その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

津和野町長　　様

所在地（住所）
団体名
代表者名

年度津和野町観光資源整備事業補助金交付申請書

年度津和野町観光資源整備事業として、下記のとおり事業を実施したいので、津和野町観光資源整備事業補助金交付要綱第７条の規定により補助金の交付を申請します。

記

1　補助金交付申請額　　金　　円

2　補助事業の区分と名称

事業の区分（当てはまる番号に○印を記入してください。）	1.　主要な眺望点又は観光資源への眺望を確保するための樹木の伐採、枝打ちその他の環境整備 2.　来訪者の安全確保に必要な危険木の伐採その他の環境整備 3.　観光資源の視認性又は回遊性を高めるための環境整備 4.　その他観光振興上特に必要と認められる事業
事業の名称	
事業の実施場所（観光資源の名称・所在地）	

3　確認事項（確認のうえ□に✓を記入してください。）

□　補助金について区分経理を行います。
□　町による調査及び検査に協力します。
□　補助事業の成果を広く一般の観光上の利益に供し、整備区域について正当な理由なく一般の観覧又は利用を制限しません。
□　本事業は、要綱第４条第2項各号に掲げる事業（宗教活動に関する事業等）に該当しません。
□　補助事業に関し、寄附者又は寄附者と特別の関係にある者との間で、不当な利益の供与その他の利益相反の関係はありません。

4　添付書類

(A)　事業計画書（様式第2号）　(B)　収支予算書（様式第3号）
(C)　位置図及び現況写真　(D)　その他町長が必要と認める書類

様式第２号（第７条関係）

事　業　計　画　書

1　申請者の概要

1.　団体名	
2.　代表者名	
3.　所在地	〒 TEL FAX
4.　団体の種別・目的	
5.　所有又は管理する観光資源の名称・所在地	
6.　一般公開の状況（公開日・時間・料金等）	

7.　補助事業に関連する過去の実績

2　事業の概要

1.　事業の名称	
2.　事業の区分	（要綱第４条第1項各号のうち該当する番号を記入）
3.　事業の実施場所	
4.　事業の概要	
5.　事業の実施期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
6.　解決を目指す課題・達成目標（観光振興上の効果）	
7.　公共性及び公開性の確保（宗教活動との区分を含む）	
8.　次年度以降のビジョン（維持管理計画）	
9.　その他	

様式第３号（第７条関係）

収　支　予　算　書

1　収入内訳

区　分	予算額（円）	備　考
自己資金		
補助金		津和野町観光資源整備事業補助金
借入金		
寄附金		
そ　の　他		
合　　計		

2　支出内訳

(1)補助対象経費		予算額（円）	備　考
区　分	内　訳		
小　　計			
(2)補助対象外経費		予算額（円）	備　考
区　分	内　訳		
小　　計			
合　　計			

（注）区分欄には、工事請負費、委託料、役務費、使用料及び賃借料等の区分を記入すること。

様式第４号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

団体名
代表者名　　様

津和野町長

年度津和野町観光資源整備事業補助金交付決　定（却　下）通知書

年　　月　　日付けで申請のあった　　年度津和野町観光資源整備事業補助金については、津和野町観光資源整備事業補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり決　定（却　下）する。

記

1　補助金交付決定額　　金　　円

2　補助事業の区分と名称

事業の区分 （該当する番号に○印を付す。）	1.　主要な眺望点又は観光資源への眺望を確保するための樹木の伐採、枝打ちその他の環境整備 2.　来訪者の安全確保に必要な危険木の伐採その他の環境整備 3.　観光資源の視認性又は回遊性を高めるための環境整備 4.　その他観光振興上特に必要と認められる事業
事業の名称	

3　交付の条件

(1)　この補助金の交付については、津和野町補助金等交付規則及び要綱の定めるところによること。
(2)　補助事業により整備した区域について、正当な理由なく一般の観覧又は利用を制限しないこと。
(3)　その他

4　却下の理由（却下の場合のみ記載）

様式第５号（第９条関係）

年　　月　　日

津和野町長　　様

所在地（住所）
団体名
代表者名

年度津和野町観光資源整備事業補助金変更承認申請書

年　　月　　日付け第　　号で交付決定通知のあったこの補助事業の内容又は経費の配分を下記のとおり変更したいので、津和野町観光資源整備事業補助金交付要綱第９条の規定により承認を申請します。

記

1　事業の名称

2　変更の内容

3　変更の理由

4　添付書類（変更内容が明らかになる書類）

様式第６号（第10条関係）

年　　月　　日

津和野町長　　様

申請者
住所
団体名
代表者名

年度津和野町観光資源整備事業補助金概算払請求書

年　　月　　日付け第　　号で、補助金交付決定通知のあった　　年度津和野町観光資源整備事業補助金について、津和野町観光資源整備事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金の概算払を請求します。

記

年　　月　　日現在

(A)	(B)		(C)		(A)－((B)＋(C))		事業完了予定年月日	備　考
交付決定額（円）	金額（円）	出来高（円）	金額（円）	月日迄の予定出来高（％）	金額（円）	3月31日迄の予定出来高（％）		

様式第７号（第11条関係）

年　　月　　日

津和野町長　　様

所在地（住所）
団体名
代表者名

年度津和野町観光資源整備事業補助金実績報告書

年　　月　　日付け第　　号で、補助金交付決定通知のあった　　年度津和野町観光資源整備事業補助金については、下記のとおり実施したのでその実績を津和野町観光資源整備事業補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

なお、併せて精算額　　円の交付を請求します。

記

1　補助金交付決定額　　金　　円

2　補助事業の区分と名称

事業の区分（当てはまる番号に○印を記入してください。）	1.　主要な眺望点又は観光資源への眺望を確保するための樹木の伐採、枝打ちその他の環境整備 2.　来訪者の安全確保に必要な危険木の伐採その他の環境整備 3.　観光資源の視認性又は回遊性を高めるための環境整備 4.　その他観光振興上特に必要と認められる事業
事業の名称	

3　事業の効果

（注）次の書類を添付すること。

A　事業実績書（様式第8号）
B　収支決算書（様式第9号）
C　領収書等の写し
D　事業実施前後の写真
E　その他町長が必要と認める書類

様式第８号（第11条関係）

事　業　実　績　書

1.　事業の名称	
2.　事業の実施場所	
3.　事業の成果・現況	
4.　事業の実施期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
5.　達成目標の到達度	
6.　結果に対する分析・総括	
7.　整備区域の公開の状況	
8.　次年度以降のビジョン（維持管理計画）	
9.　その他	

様式第９号（第11条関係）

収　支　決　算　書

1　収入内訳

区　分	予算額（円）	決算額（円）	備　考
自己資金			
補助金			津和野町観光資源整備事業補助金
借入金			
寄附金			
そ　の　他			
合　　計			

2　支出内訳

(1)補助対象経費		予算額（円）	決算額（円）	備　考
区　分	内　訳			
小　　計				
(2)補助対象外経費		予算額（円）	決算額（円）	備　考
区　分	内　訳			
小　　計				
合　　計				

（注）区分欄には、工事請負費、委託料、役務費、使用料及び賃借料等の区分を記入すること。

様式第10号（第11条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

津和野町長

年度津和野町観光資源整備事業補助金交付額確定通知書

年　　月　　日付けで報告のあった補助金については、津和野町観光資源整備事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1　補助事業の名称	
2　補助金の確定額	円